

# 令和7年度概算要求の概要

令和6年8月  
労働基準局

## 令和7年度労働基準行政関係概算要求の概要

(単位：百万円)

区 分	6年度 予算額①	7年度 概算要求額②	増▲減額 (②-①)	対前年比 (②/①)
一 般 会 計	4,437	5,826 <small>(うち推進枠 1,584)</small>	1,389	131.3%
(うち義務的経費)	2,482	2,482	0	100.0%
(うち裁量経費)	1,955	3,344 <small>(うち推進枠 1,584)</small>	1,389	171.0%
労働保険特別会計労災勘定	1,073,734	1,079,485	5,751	100.5%
(うち保険給付費等)	868,548	862,149	▲ 6,398	99.3%
労働保険特別会計雇用勘定	666	691	24	103.7%
労働保険特別会計徴収勘定	85,548	91,189	5,641	106.6%
総 計	1,164,385	1,177,190	12,805	101.1%

注：計数は、それぞれ四捨五入を行っているので、端数において総計と必ずしも合致しない。

# 第1 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

## 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、ジョブ型人事（職務給）の導入 23億円（8.8億円）

賃上げを起点とした所得と生産性の向上を図るため、最低賃金や賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上の取組への支援を行う。

また、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入を促進する。

### （1）事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援【推進枠】 22億円（8.2億円）

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であることから、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資を行った場合に支給される業務改善助成金により、中小企業・小規模事業者の業務改善や生産性向上に係るニーズに応え、その賃金引上げを支援する。

### （2）職務給等に関するヒアリング調査を通じた支援ツールの作成

25百万円（62百万円）

民間事業者の職務給の円滑な導入を支援するため、ヒアリング調査を通じた支援ツールの作成を行う。

## 2 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

150億円(151億円)

高齢者等の多様な人材が能力を発揮しつつ、安心して働き続けられる環境の整備を進める。

### (1) 多様な人材の活躍促進

59億円(59億円)

#### ① 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進

7.6億円(6.9億円)

高年齢労働者の転倒・腰痛災害等防止のための装備・設備の導入、転倒防止対策に係る身体機能のチェックや運動指導等を実施する中小企業への助成を引き続き実施するとともに、専門家によるリスクアセスメント及びリスクアセスメント結果に基づく優先順位の高い労働災害防止対策を実施する中小企業への助成を拡充し、高年齢労働者の労働災害防止対策を推進する。

#### ② 産業保健総合支援センターにおける相談支援の充実等による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進

52億円(52億円)

産業保健総合支援センターやその地域窓口である地域産業保健センターにおけるメンタルヘルス対策を含む中小企業への訪問支援や相談対応等の体制強化のほか、労働者数30～49人規模の事業場での自主的な産業医活動への支援を通じて、中小企業の産業保健活動を支援する。

また、「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」を通じた企業への情報提供や相談窓口の運営等により、メンタルヘルス対策を推進する。

### (2) 労働時間の削減等、中小企業の勤務環境改善に向けた支援の実施等

90億円(92億円)

中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、個別訪問支援やセミナー等を実施する。

また、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導を行う。

(3) 安心安全な職場環境の実現

59億円(59億円)

- ① 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進  
(再掲・(1)①参照)

7.6億円(6.9億円)

- ② 産業保健総合支援センターにおける相談支援の充実等による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進  
(再掲・(1)②参照)

52億円(52億円)

## 第2 安全で健康に働くことができる労働環境の整備

### 1 安全で健康に働くことができる職場づくり

265億円(261億円)

#### (1) 長時間労働の是正 132億円(132億円)

- ① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援  
(一部再掲・第1の2(2)参照) 101億円(102億円)

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導を行う。

また、「医療勤務環境改善支援センター」において、労務管理等の専門家による医療機関の支援等を行うとともに、建設業・自動車運転の業務について、引き続き取引環境改善に向けた企業・国民等への周知・広報を行う等の支援を行う。

- ② 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等 30億円(30億円)

都道府県労働局及び労働基準監督署に時間外及び休日労働協定点検指導員を配置し、労働条件等の相談や助言指導体制を充実させる等により、労働基準監督機関の監督指導体制の充実を図る。

労働条件に関する悩みの解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を運営する。

また、高校生・大学生等に対して、労働法教育やブラックバイト対策の必要性等に係るセミナー等を開催する。

**(2) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 133億円(128億円)**

**① 第14次労働災害防止計画重点事項等の労働災害防止対策の推進  
(一部再掲・第1の2(1)及び(3)参照) 130億円(125億円)**

労働災害発生状況を踏まえ、高年齢労働者の労働災害防止対策や、第三次産業の労働災害防止対策、製造業における機械による労働災害防止対策、建設業における墜落・転落災害防止対策など建設工事における労働災害防止対策及び一人親方等の安全衛生対策を推進する。

メンタルヘルス対策をはじめとした労働者の健康確保対策を推進するとともに、新たな化学物質規制の円滑な施行のため、化学物質の危険有害性の情報伝達に用いられる安全データシート(SDS)の電子化等を支援し、また、建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露防止対策の周知等を実施すること等により、化学物質による健康障害の防止を図る。

**② 過労死等防止対策の推進 3.0億円(2.9億円)**

過労死等防止対策推進法(平成26年6月27日法律第100号)及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止のため、その実態を明らかにするための調査研究、シンポジウムや過労死遺族等の学校への講師派遣による周知啓発、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援等の対策を推進する。

**2 未払賃金立替払の確実・迅速な実施 151億円(111億円)**

**(1) 未払賃金立替払の確実・迅速な実施 151億円(111億円)**

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を事業主に代わって支払う「未払賃金立替払制度」について、立替払いが受けられるよう必要な原資を確保するとともに、立替払実地調査員等の配置による事務処理体制の整備等迅速化のための対策を推進する。

## 【復旧・復興関連施策】

### <第1 災害からの復旧・復興への支援>

#### (1) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策 2.4億円(2.2億円)

東日本大震災や熊本地震、能登半島地震をはじめとした自然災害による被害からの復旧・復興工事の進捗状況に応じた安全衛生等の確保を図るために、安全衛生専門家による巡回指導、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修の支援を実施する。

### <第2 原子力災害からの復興への支援>

#### (1) 東京電力福島第一原発作業員への対応 8.5億円(8.5億円)

東電福島第一原発の廃炉等作業に係る労働者・事業者に対する健康相談窓口の設置により、日常的な健康管理の支援を行うとともに、東電福島第一原発における廃炉等作業従事者の安全衛生対策の徹底を図る。

緊急作業従事者の被ばく線量管理データを活用し、健康相談や保健指導、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を引き続き実施する。